

身体障害者旅客運賃割引規程

身体障害者に対する旅客運賃の割引は次による。

(適用範囲)

第1条 この規程は、身体障害者が、単独または介護者とともに当社線および連絡運輸となる他社線を乗車する場合に適用する。

(身体障害者)

第2条 この規程において「身体障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者で、次の各号の1に該当するものをいう。

- (1) 視覚に障害がある者。
- (2) 聴覚または平衡機能に障害がある者。
- (3) 音声機能、言語機能またはそしゃく機能に障害がある者。
- (4) 肢体不自由者。
- (5) 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能に障害がある者。

2. 前項の身体障害者を、次に掲げる第1種身体障害者および第2種身体障害者に分ける。

(1) 「第1種身体障害者」とは、次に掲げる者および障害度がこれよりも重い者をいう。

イ. 視力の良い方の眼の視力が0.1以下の者

ロ. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下の者、および周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下の者

ハ. 両耳の聴力が耳介に近接しなければ大声語を理解し得ない者

ニ. 両上肢を中手指関節以上でまたは両下肢をシヨパー関節以上で失った者

ホ. 両上肢または両下肢の機能を著しく障害された者

ヘ. 体幹の機能障害により起居、移動の困難な者

ト. 心臓、腎臓、呼吸器、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓機能の障害により、社会での日常生活活動が著しく制限される者。

チ. ぼうこうまたは直腸の機能の障害により、家庭内での日常生活活動が著しく制限される者。

リ. 前各号の障害の種類を2以上有し、その障害の総合の程度が前各号に準ずる者

(2) 「第2種身体障害者」とは、前号以外の者をいう。

(介護者)

第3条 身体障害者が、第1種身体障害者および定期乗車券を使用する12才未満の第2種身体障害者であるときは、身体障害者1人に対して、1人の介護者を付けることができる。ただし、この場合、身体障害者が車椅子を使用しているときは、当社線内相互に限り、介護者は2人まで認める。

2. 前項の介護者は、係員が介護能力があると認められる者であって、その購入する乗車券の種類・乗車区間および有効期間が身体障害者と同一で、身体障害者の乗車券と同時に購入するものでなければならない。

(割引乗車券の種類)

第4条 身体障害者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、次のとおりとする。

(1) 普通乗車券は、第1種身体障害者が単独または介護者とともに乗車する場合および第2種身体障害者が単独で乗車する場合に発売する。

(2) 定期乗車券は、第1種身体障害者および12才未満の第2種身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

(3) 普通回数乗車券は、第1種身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

2. 介護者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、前項の規定により身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、身体障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第2項の規定にかかわらず、通勤定期乗車券に限るものとする。

(注) 介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては、通学定期乗車券を発売しない。

(取扱区間)

第5条 身体障害者および介護者に対して発売する割引乗車券の取扱区間は、当社線各駅および連絡運輸となる他社線の各駅相互間とする。ただし、身体障害者が単独で普通乗車券によって乗車する場合は、当社線・他社線の片道100キロメートルを超える区間に限る。

(割引率)

第6条 身体障害者および介護者に対する割引率は、5割とする。ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。

2. 乗継割引適用区間のものを発売する場合は、基本運賃に対し、前項の割引率を適用する。

(割引乗車券の購入申込み)

第7条 身体障害者が割引乗車券を購入する場合は、身体障害者手帳を発売箇所に呈示し、必要な乗車券の申し込みをしなければならない。

(小児用乗車券による代用)

第7条の2 前条の規定にかかわらず、身体障害者が普通乗車券自動発売機により小児用乗車券を購入した場合で、身体障害者割引が適用できるときは、当社線内相互に限り、その使用を認めるものとする。

2. 前項の場合、身体障害者は、乗車時に有人改札口で身体障害者手帳を呈示しなければならない。

(介護者の同行)

第8条 第3条第2項の規定により購入した乗車券は、身体障害者と、その介護者とが、同一の列車に乗車する場合に限り有効とする。

(割引乗車券の旅客運賃の払戻し)

第9条 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券に対する旅客運賃の払戻しは、身体障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券とについて、ともに行う場合に限り取り扱う。

(身体障害者手帳の携帯)

第10条 身体障害者は、乗車券購入の際および乗車中は、身体障害者手帳を携帯して、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

(乗車券の発行等)

第11条 身体障害者が身体障害者手帳を呈示し、乗車券の購入を申し出たときは、同手帳の記載事項を確認のうえ、乗車券類印刷発行機または補充式乗車券により発行する。この場合、乗車券の券面(各券片とも)に次の各号に定める表示をする。

(1) 身体障害者が単独で乗車する場合

 直径1センチメートル

(2) 身体障害者が介護者とともに乗車する場合

身体障害者に対する乗車券

 直径1センチメートル

介護者に対する乗車券

 直径1センチメートル

(注1) 身体障害者手帳の呈示があった場合は、必ず「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に「第1種」または「第2種」の表示があるかを確認するとともに、表示のないものについては割引の取扱いができない旨の案内をすること。

(注2) 身体障害者の小児用定期乗車券は、旅客運賃を割引しないが、乗車券面には所定の表示をすること。

2. 乗車券類印刷発行機で発行した場合は、第1項の規程に拘らず「5割」と表示する場合がある。

(その他の取扱い)

第12条 前各条に規定する以外の取扱いは旅客営業に関する一般の規定による。

2025年1月現在